

※接種期間は添付文書の内容を参考に作成しました(一部改変)。

予防接種法に基づく定期の予防接種は、本図に示したように、政令で接種対象年齢が定められています。この年齢以外で接種する場合は、任意接種として受けることになります。ただしワクチン毎に定められた接種年齢がありますのでご注意下さい。 なお、↓ は一例を示したものです。接種スケジュールの立て方については被接種者の体調・生活環境、基礎疾患の有無等を考慮して、かかりつけ医あるいは自治体の担当者とよく御相談下さい。

- *1 2016年10月1日から定期接種導入。母子感染予防はHBグロブリンと併用して定期接種ではなく健康保険で受ける。
- *2 「出生〇週後」は、生まれた日を0日として計算する。初回接種は出生14週6日後までに行う。1価で2回接種、5価で3回接種のいずれかを選択。2020年10月1日から、2020年8月1日以降に生まれた児を対象に定期接種導入。
- *4 D: ジフテリア、P: 百日咳、T: 破傷風、IPV: 不活化ポリオ、Hib: インフルエンザ菌b型を表す。IPVは2012年9月1日から、DPT-IPVは2012年11月1日から、Hibは2013年4月1日から、DPT-IPV-Hibは2024年4月1日から定期接種に導入。DPT-IPV-Hib およびDPT-IPVは、生ポリオワクチン株であるセービン株を不活化したIPVを混合したDPT-sIPV-HibワクチンとDPT-sIPVワクチン。第1期の接種においてはDPT-IPV-Hib、DPT-IPVとHib 、DPT-IPVとHib)等使用するワクチンを選択可能な場合であっても、原則として、同一種類のワクチンを必要回数接種する。
- *5 初回接種については標準として生後2か月以上7か月未満で接種を開始し、20日以上(標準的には20~56日まで)の間隔をおいて3回、皮下または筋肉内接種する。初回接種から6か月以上(標準的には6~18か月)の間隔をおいて1回皮下または筋肉内接種する。なお、Hib感染症の定期接種としてDPT-IPV-Hibを使用する場合は初回接種の開始時の月齢に関わらず接種回数を減じる取り扱いは不要。
- *6 2008年12月19日から国内での接種開始。生後2か月以上5歳未満の間にある者に行うが、標準として生後2か月以上7か月未満で接種を開始すること。接種方法は、通常、生後12か月に至るまでの間に27日以上の間隔で3回皮下接種(医師が必要と認めた場合には20日間隔で接種可能)。接種開始が生後7か月以上12か月未満の場合は、通常、生後12か月に至るまでの間に27日以上の間隔で2回皮下接種(医師が必要と認めた場合には20日間隔で接種可能)。初回接種から7か月以上おいて、1回皮下接種(追加)。接種開始が1歳以上5歳未満の場合、通常、1回皮下接種。
- *7 初回接種については標準として生後2か月以上 12か月に至るまでの間に20日以上(標準的には20~56日まで)の間隔をおいて3回皮下接種。初回接種から6か月以上(標準的には12~18か月)の間隔をおいて1回皮下接種する。
- *8 2018年1月29日から再び使用可能となった。
- *9 原則としてMRワクチンを接種。なお、同じ期内で麻疹ワクチン又は風疹ワクチンのいずれか一方を受けた者、あるいは特に単抗原ワクチンの接種を希望する者は単抗原ワクチンの選択可能。
- *10 2024年度にMRワクチンの偏在等が生じたことから、特例措置として、2024年度に第1期対象者であった者(2022年4月2日から2023年4月1日生まれの者)、第2期対象者であった者(2018年4月2日から2019年4月1日生まれの者)、および、 風疹第5期のワクチン接種対象であった者(1962年4月2日から1979年4月1日生まれの男性で2024年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な者)であって、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができ なかったと市町村長が認める者は接種可能な可能性がある(2025年4月1日から2027年3月31日までの2年間)(注)風疹第5期に関しては、2025年度以降、抗体検査を実施した方は対象外。詳細はお住いの自治体にお問い合わせください。 抗体価の読み替えに関する詳細は、https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/idwr/graph/diseases/rubella/010/Rubella-Hltiter8_Ver4.pdfを参照。
- *11 2014年10月1日から定期接種導入。3か月以上(標準的には6~12か月)の間隔をおいて2回接種。
- *12 基本的に同一のワクチンを既定の回数、筋肉内に接種。接種間隔・回数はワクチンによって異なる。なお、2020年12月から4価ワクチン、2025年8月から9価ワクチンの対象に9歳以上の男性が加わったが、定期接種の対象は小学校6年生〜高校1年生相当年齢の女性のみ。1997年度生まれ〜2008年度生まれの女性で、過去にHPVワクチンの接種を合計3回受けておらず、かつ、2022年4月〜2025年3月の間に1回以上接種を行った者は、2025年4月〜2026年3月までの間、残りの必要回数をキャッチアップ接種として公費で接種可能。
- *13 9歳以上の女性に、1回0.5mLを合計3回、筋肉内注射。2回目は初回接種の2か月後、3回目は6か月後に接種。初回接種の2か月後及び6か月後に接種できない場合、2回目接種は初回接種から少なくとも1か月以上、3回目接種は2回目接種から少なくとも 3か月以上の間隔をおいて接種する。9歳以上15歳未満の女性は、初回接種から6~12か月の間隔を置いた合計2回の接種とすることができる。
- *14 定期接種は毎年1回。
- *15 ワクチンにより接種量、対象年齢が異なるため、詳細は添付文書を参照。
- *16 2014年10月1日から定期接種導入。健康保険適用となる場合があり、詳細は添付文書参照。
- *17 2025年4月1日から定期接種導入。2025年度は経過措置として年度内に65・70・75・80・85・90・95・100歳以上になる者は帯状疱疹予防目的の定期接種として、弱毒生水痘ワクチン(1回)もしくは組換え帯状疱疹ワクチン(2回)を接種可能。

予防接種法に基づく定期の予防接種は、本図に示したように、政令で接種対象年齢が定められています。この年齢以外で接種する場合は、任意接種として受けることになります。ただしワクチン毎に定められた接種年齢がありますのでご注意下さい。 なお、↓ は一例を示したものです。接種スケジュールの立て方については被接種者の体調・生活環境、基礎疾患の有無等を考慮して、かかりつけ医あるいは自治体の担当者とよく御相談下さい。